

嵯峨天皇と最澄・空海（上）

渡 辺 三 男

- 一、律令体制下の両祖
- 二、光仁帝の仏教界肅正
- 三、桓武帝の仏教界肅正
- 四、伝教大師の受戒・入山・願文
- 五、梵刹寺の造立
- 六、一乗止観院の初度供養

一、律令体制下の両祖

平安の初頭、それぞれ新宗派を開創した偉大な二人の宗祖、伝教大師最澄（七六七―八二二）・弘法大師空海（七七四―八三五）の両師が、時を同じくして出世したことは、かえすがえすも、奇縁であつたといふべきである。

本稿を起すに当たつては、両師を伝える多くの先人たちの労作を読みかえして、両師の為人ひととなりと行跡の理解につとめたが、読むにつれ、知るにつれて、ただただ、その偉大さに頭の下がるばかりであつた。不世出の天分に、絶比の刻苦精励が積み重ねられていた。

偉大さに、大きく打たれるにつけても、おどろくべきは、両師が、時を同じくして出世したことの奇縁である。

偉大な宗祖たらしめたのは、不世出の宗教人としての天分にあつたと思う。年少の頃から、よく不退転の意志をもつて行解に精進し、早くから、奈良の旧仏教にあきたらないものを感じて、新しい仏教を求めて入唐した。しかも、同じ遣唐使の一行に随従して。

幸いにして、両師ともに、唐土において、千載一遇の良師に請謁することができ、きわめて短かい期間に、決定的にして量り知れない多くの収穫を得て還郷した。求得将来したものは、新しい宗義の体解とともに、多くの経巻・図像・法具類に及んだ。

一人は、日本天台宗の宗祖として、一人は、日本真言宗の宗祖として、新たにもたらした新宗派の開創と弘宣に生涯を捧げて、僧俗上下の帰依を得、永く後人の敬仰を受けることとなつた。単に宗教界の偉大な祖師であつただけでなく、広くわが国の思想・文化・芸文各般の進展に及ぼした影響には、大きく深く、量り知れないものがあつた。

その一人、伝教大師最澄は、称徳女帝の神護景雲元年（七六七）八月十八日、（後漢最後の皇帝孝献帝の玄孫登萬貴王の後で、応神朝に渡来したと伝える帰化系の名族）近江国滋賀郡三津（比叡山の東麓、琵琶湖の西畔、いまの天津市膳所・粟津・石山のあたり）の人で、仏教の篤信者であった三津首百枝の子（『伝教大師由緒』によれば、生母は藤原北家魚名の子中務少輔鷲取の女藤子という。幼名広野）として生まれ、嵯峨天皇の弘仁十三年（八二二）六月四日、比叡山中道院において、年寿五十六歳をもって示寂された。^{（注1）}

ちなみに、大師生誕の年十月には、称徳上皇の寵遇極まって、僧道鏡が、法王位を授けられた。

いま一人の、最澄よりも、七歳の年少だった弘法大師空海は、光仁老帝の宝龜五年（七七四）の六月十五日、（景行天皇の朝、日本武尊の東征に従って武功を建てて、讃岐国の土地を授けられたと伝える大伴健日連の後という）讃岐国多度郡屏風浦の人、同郡田方郷の長、佐伯直田公の子（幼名真魚）として生まれ、仁明天皇の承和二年（八三五）三月二十一日、高野山真言道場において、年寿六十二歳をもって示寂された。

ちなみに、大師生誕の前年宝龜四年（七七三）正月、山部親王（後の桓武天皇）が、皇太子に立てられ、その前年廢された皇后井上内親王（七一七―七七五）およびその所生の皇太子他戸親王母子が、大和国宇智郡に幽閉され、宝龜六年（七七五）四月二十七日、母子同日に怪死されるといふ事件があった。

伝教大師が、きびしく論争を挑んだ果てに、ついに東大寺の戒壇に別立する大乘戒壇院を比叡山に開創することに成功されたのに対

し、弘法大師は、奈良諸大寺ともさしたる対立もなく、ついには東大寺の別当に就任されたばかりでなく、元興寺・大安寺・西大寺は、のちに真言宗に改宗するという、ちがいはあるが、両祖ともに、結局は、奈良諸大寺の旧宗派にあきたらず、新宗派を開創したが、しかし、当時仏徒を規制した律令体制を否定しようとしたのではなかったから、その仏徒としての生涯の行実、終始、律令国家の認承と庇護のもとに展開した。

従って、律令国家の尊貴絶対の頂点にある天皇と、その朝廷、その国家の庇護を受け、あるいは内供奉僧として天皇の側近に近侍し、あるいは戒を授け、あるいは灌頂を施して、仏法の師として敬仰を受け、殊遇にあずかった。

たとえば、鎌倉の新仏教曹洞宗の宗祖道元禅師が、王法を一顧だにしなかったのと比較して、大きくちがっていた。

両祖およびその末流の指向したところは、正法を護持して、鎮護国家と、国王安泰と利益有情との祈念にあつた。^{（注2）}

そのような、天皇や国家護持の実績は、ただちに、両祖の仏教界におけるゆるぎない位づけとなり、教線の飛躍につながった。

伝教大師は、称徳・光仁・桓武・平城・嵯峨の五朝に生き、弘法大師は、光仁・桓武・平城・嵯峨・淳和・仁明の六朝に生きた名僧であり、中でも両祖相並んで、嵯峨帝の帰依を得て、殊遇を賜うこと篤く、新教開創の基礎を堅くし、教線の作振を見ることができた。

また天皇に及ぼした影響も少なくなかったと考えられる。このように考えるとき、嵯峨天皇御伝の中に、この両祖の一章を、欠くことはできない。

両祖は、国家の認承を得て僧となることを得た官僧であった。伝教大師を例にとれば、京都大原来迎院に伝えて、国宝の指定を受けている、大師の得度・受戒に当たって発せられた公文書公驗二牒の原本、一牒の案、すなわち、「国府牒」・「度牒案」・「戒牒」が、そのことを明示している。

大師の高弟の一人、仁忠が、大師滅後三年にして綴った大師の伝記で、大師の伝記中、もつとも信頼のおけるとされている『叡山大使伝』によれば、

年七歳、学超同列、志宗弘道。村邑小学、謂為師範。粗練陰陽・医方・工巧等。年十二、投近江、大国師伝灯法師位行表所、出家修学。表見器骨、亦知意气、教以伝灯、令習唯識、章疏等。年十五、補国分僧闕、年二十、進具也。

大師は、幼少の時から、抜群の穎才で、仏道に志を寄せていたが、十二歳のとき、近江国国分寺の大国師行表の許に童子として出家し、豊かな天分を認めた大国師の薫陶を受けて『唯識章疏』等を学んだが、年十五歳のとき、国分寺に欠員が生じたため、得度して沙弥となり、さらに十九歳のとき、戒を受けて一人前の僧となることができた、というのである。

右に挙げた公驗三牒は、官僧として進階するその次第を裏づけている。

その「国府牒」は、

(1) 国分寺の僧最寂が死亡して、二十人の定員に欠員が生じたため、その補充に得度させるようとの、近江国の「国解」が、太政官

に提出され、

(2) 太政官から、十月五日付で、例に依って施行するようとの「符」を発し、

(3) それを受けた治部省は、十月十日付で、国府に対し、例に依って得度せしむるようとの「符」を発し、

(4) それを受けた近江国府は、十一月十日、大掾藤原朝臣俊房の名をもって、国分寺の大国師行表に対して、三津首広野十五歳を得度せしむるようとの「国府牒」が発せられたことを示している。得度の機会に、名も、幼名を捨てて、法名最澄と改められた。おそろく死去した最寂にちなんだものであろう。

その二の「度牒」案は、右より三年後の延暦三年正月廿日、国より発給された得度の証明書である。それによれば、宝龜十一年十一月十二日、左京大安寺伝灯法師位行表外三名の僧によって、国分寺において得度の法式が行なわれ、在京の参議藤原某外六名の関係官僚連署のもとに「度牒」が発給された。

先の「国府牒」によって、得度に当たっては、試験科目に、『法華経』一部・『最勝王経』一部・『薬師経』一卷・『金剛般若経』一卷・『方広経開題集唱礼』・『金藏論我慢章』一卷・『三宝論』一卷・俗典二巻を読むことが課せられた。

得度よりも三年後れて「度牒」が発給されたのは、師主行表の申請の虚実を、国衙が検討するのに手間どったためと見られている。

ちなみに、「度牒」「戒牒」ともに、黒子が頸の左に一つ、左肘の曲がるところの上の一つと、大師の肉体的特徴が付記してあった。今ならば、本人であることを特定するために、顔写真を貼付するの

に相当するであろう。

後のことではあるが、大師の高弟の一人慈覚大師（円仁、一八六四）が、大同三年（八〇八）、大師の高風を慕って、はるばる下野の国から比叡山へ登り、初めて大師にまみえたとき、そこにほほえんでいたわが師と仰ぐ高僧は、かつて夢に見た風姿と寸分たがわぬ「顔の色は素白（まっしろ）にして、長六、七尺」の長身の美丈夫だったという。師は時に四十三歳、大きいおどろきと感動に息をのんで、そこにひれ伏していた円仁は、時に十五歳の志篤き少年であった（『慈覚大師伝』）。

それより二十二年前、十九歳の色白き長身の美しい青年僧だった師が、頭を垂れて戒を授けられている厳肅な場面を、私は思いえがくことができる。色白のゆえに、そのうなじの黒子も、ひとときわ目についたのではないか。

今も、一乗寺（兵庫県加西市）に伝わる国宝の画像、手を組み目を閉じて打坐三昧の境に入っておられる大師の慈容と重ねあわせて、この私もいま、大師の暖皮肉に接するがごとき感動を抑えかねている。

その三の公験、従来「戒牒」と呼ばれてきたものは、大師に給付された「戒牒」そのものではなく、時に年十九歳に達した大師が、東大寺戒壇院において、受戒を了えたことを、僧綱が、延暦四年四月六日付の「僧綱牒」をもって、国分寺の国師に報じ、国司を経って、国分寺僧帳に記録すべきことを求めたものが、国師のもとに遺っていたものであらうと見られている。

「度牒」や「戒牒」の原本は、私度僧の奸偽を防ぐため、それを

給付された僧尼が死去し、あるいは還俗したばあいは、ただちに治部省へ返還し、その年末に、一括して廃棄処分されることになっていた。

「戒牒」そのものではないが、この「僧綱牒」によって、大師が受戒を了えられた事実は明白である。この文書には、授戒の法会に際して、儀式の指揮に当たる威儀師として明道・乗萬の両僧、威儀師に従って威儀を正す従儀師として常耀が連署し、この文書を発した僧綱として大僧都賢環・少僧都行賀・律師玄憐の三僧が連署している。ものものしい文書というべきである。ちなみに、当時の近江国の国司は、後に造長岡宮使として遷都の事業に奔走中、暗殺された藤原種継であった。

大師は、この受戒終了によって、沙弥しゃぎの階を越えて、はじめて一人前の正式の僧侶大僧（比丘）と成り得たのである。

国分寺の行表大国師膝下の童子から得度して沙弥に、沙弥から戒を受けて大僧へ。振りかえれば、七年の歳月、その間、国家の定められた僧として守るべき規矩を踏んで昇ってきた階梯であった。

当時天下に、南都の東大寺、下野の薬師寺、筑紫の観世音寺の三大寺に戒壇があり、天下の三戒壇と呼ばれ、天平宝字五年（七六一）以来、東国の者は薬師寺、西国の者は観世音寺、中央地区の者は東大寺に設けられた、国家の機関ともいうべき、それぞれの戒壇において、戒を受けなければ、比丘となることはできない定めであった。

東大寺戒壇院は、大仏造像まもなく、同じく聖武天皇の、世の師表となるべき持戒浄行の僧侶養成の発願により、唐僧鑑真わんしん和上わじょうを屈

請して設けられたもので、伝教大師は、その聖壇において、具足戒と呼ばれる二百五十戒を授けられて、比丘となることができたのである。

授戒会の法式は、鑑真和上が唐から伝えたもので、戒和上をはじめとする十人の時の高僧が、莊嚴された壇上に威儀を正して、きわめて厳肅にとり行われた。治部省・玄蕃寮の關係官僚や、僧綱所の僧都等も戒壇院の中門に列立するのが常であった。

いってみれば、伝教大師最澄も、国の機関において、国の行事として、国の職員の立会いのもとに、国の任じた高位の僧職から戒を授けられ、国家に奉仕すべき官僧としての比丘の階位に昇ったのである。

その使命は、持戒浄業の比丘として、「仏法ニ住持シテ、国家ヲ鎮護」(六所造宝塔願文)するにあつた。

この国においては、国家と天皇とは、一体不離の伝統が保持されていたのだから、国家鎮護の使命は、同時に皇統の護持、天皇の尊体祈念の使命であつた。

その故に、大師の門流も、一千三百年の長きにわたって、天皇と皇室と朝廷と、常に密接不離の結び付きを持続しつづけていた。比叡山の厩代座主の中に、皇子出身が、六十五人に及んでいたことも、そのことをものがたる一つである。

十七年に及ぶ求法天竺行を果たして帰国した唐の名僧玄奘三蔵は、帰国後は、太宗皇帝の殊遇を受けたが、出国は、国禁を冒した密出国であつた。それとは異なり、両祖の入唐求法は、伝教大師は入唐請益天台法華宗還学僧に任ぜられ、弘法大師は留学僧に選ば

れ、往還とも遣唐使節の官船に便乗を許されて実現したものである。

伝教大師の立宗は、後でふれるように、桓武天皇の御願によって始まるといい、嵯峨天皇より比叡山に大乘戒壇院の開創を勅許されて円成した。淳和天皇から勅賜された延暦寺の寺号は、桓武朝の元号に因むもので、立宗が、桓武天皇の御願に発するものとの意を托したものである。

弘法大師の打坐冥想の道場として選んだ高野山も、帝都における新仏法弘宣の拠点東寺も、嵯峨天皇より勅賜されたものである。両祖の宿願としたものは、鎮護国家であり、天皇の尊体護持であり、万姓安樂、利益有情にあつた。東寺が下賜されたとき、寺号も教王護国寺と改められたが、正に立宗の素願をあますところなく表白したものと見える。

二、光仁帝の仏教界肅正

称徳女帝(五三歳)が、後嗣皇太子も立てないまま病崩された機をとらえて、藤原式家の器略非情の、時に三十九歳だった左中弁百川(七三二―七七九)が、兄の内大臣良繼(七一六―七七二)や従兄の左大臣永手(七一五―七七二)を誘って擁立したのが、天智帝の皇孫光仁天皇(白壁王、当時六二歳)であつた。

光仁の即位によって、九代約百年間続いた、いわゆる天武系の皇統に替って、天武の皇兄、皇太子中大兄皇子として、それまで国政を専断して、勢威天皇家をも凌駕せんばかりの大族蘇我氏を打倒して、大化の改新を断行し、この国に律令体制を布いた英帝天智天皇

の皇統が、皇位を継承して、連綿今上に至っている。

光仁・桓武の両帝が、天智の血を受けたことを大きい誇りとし、天智の偉業の継承発展こそ責務であるとの自覚は、その朝の治政に大きく反映している。天智への敬仰は、天智に近い皇孫光仁・皇曾孫桓武の両帝だけにとどまらなかった。

桓武即位のときの宣命に、

「カケマクモ畏キ近江大津宮ニ天ノ下知ロシメシシ天皇すめらみこと（天智天皇）ノ始メタマヘル法のりノマニマニ、ウケタマハリテ……」

とある。天智制定のその「法」が、いかなるものであったか、今さだかではないが、その後の歴代天皇の即位の際の宣命に、この同じことばが引用されるのが恒例となった。

天智天皇に対する敬仰は、天智の皇胤のみにとどまらなかったが、天智の皇胤において特に厚かったことは、明白な事実である。淳和朝から、中国周代以来の宗廟制の影響によるものと考えられる近陵の制に、そのことを如実に感ずることができる。

中国の宗廟制は、時の天子が、祖宗を祀るに当たって、太祖と三昭三穆の六帝廟と併せて計七廟を祀り、太祖を例外として、他の六廟は、先代の廟を新たに加え、血縁薄くなった廟を除いて交替をはかり、七廟の数を守る制度であったのに対し、わが朝では、時の天皇と血縁近い天皇及び后妃の陵を近陵（はじめ八陵、のちに十陵）とし、その他を遠陵として祭祀に厚薄の差があった。

例えば、毎歳末、諸国貢進の供物を捧げる勅使として山陵に遣わされた、例の荷前のぞきの使の参向するのも、近陵に対してのみであった。

その近陵の制においては、血縁近い新陵が加えられるにつれて、血縁遠い旧陵が除かれて遠陵に組み入れられた。しかし天智天皇の山科陵のみは、永世首陵と仰がれて、交替の外に置かれた。また、その兆域は、他のいずれの山陵よりも広大であり、陵戸ももっとも多く六烟が置かれた。

明治に入って、山陵の修治が行なわれるまでは、永い年月を経て、多くの山陵が、荒蕪にまかされ、あるいは、その所在さえ不明の御陵があった中において、天智の山科陵のみは、いつの時代においても整備清掃されて祭祀断えることなく明治に至った。

中国の首廟が、その朝の第一世太祖の廟であったのに対し、わが近陵においては、皇統の太祖とすべき神武天皇の畝傍うらひ山東北の御陵ではなく、天智天皇の山科の御陵であったところに、天智天皇に対する歴朝皇室の崇敬の格段に篤かったことを知ることができる。（注4）

孝謙女帝は、初め縦兄に当たたる有識有能な、式家の藤原仲麻呂を信任重用された。仲麻呂は、おのが長子の寡婦を娶わせた淳仁天皇（大炊王）を位に即け、名も、全美全能を意味する惠美押勝と賜い、太政大臣に相当する太師に補せられ、正一位を授けられ、正一位人臣を極めて国政を左右したが、僧道鏡が孝謙上皇の病悩を祈って以来、上皇の寵遇にわかに道鏡に移ったため、道鏡を排除せんとして兵を挙げた仲麻呂は敗死、淳仁帝は廃されて淡路に流され、孝謙上皇重祚して称徳天皇。

道鏡は、太政大臣禪師を経て法王の極位を授けられ、僧職の身をもって国政を専断した。道鏡の下に腹心の多くの僧職が、高位に就いて政務に参画した。

政務にならぬ僧侶の手に、国政の実権が掌握されていた道鏡執政の六年間は、国政上の業績は何ら見るべきものは無く、ただ西大寺をはじめとする諸寺や、女帝のための善美を尽くした玉宮と称した宮殿の造営に国費を浪費する一方、皇位を窺う恐れありと疑った皇族男子やそれと親しい貴族を、次々に処刑した。奈良朝において、政変の犠牲になった皇族男子は、四十三人に及んだが、その大半が、道鏡執政下の犠牲者であった。驚くべき政権への妄執であった。

『続日本紀』は、道鏡政権の六年間を回顧して、

太師(仲麻呂)誅セラレテヨリ、道鏡権ヲ擅ニシテ、軽々シク力役ヲ興シ、務メテ伽藍ヲ繕ヘリ。公私彫喪(意気沮喪)シテ国用足ラズ。政刑(政治的処刑)日ニ峻シク、殺戮妄リニ如ヘキ。故ニ後ニ事ヲ言フ者、頗ルソノ冤(無実の罪)ナルヲ称セリ。と、きびしく総括した。

孝謙女帝の父帝聖武天皇は、誰も知ることく崇仏篤信の天皇で、古く聖徳太子が、金光明最勝王経に説くところの四天王の加護を請願して、四天王寺を創建されたように、国々に、金光明四天王護国寺、即ち国分寺と、法華経の所説に基いて法華滅罪寺と名づけた国分尼寺とを創建し、さらに首都平城京には、総国分寺として東大寺を建立し、その金堂大仏殿には、盧舎那仏の巨像を造顕して鎮護国家と民生利福を祈り、ついで唐の高僧鑑真和尚の入朝をうながして戒壇院を創建し、持戒淨行の僧侶の育成をはかって、大いに仏法の興隆につとめられた。

聖武帝が、仏法に求められたものが、鎮護国家であったことは、

国分寺創建に際して発せられた詔書に、『金光明経』滅業障品の一節

「若シ国土ニ、講宣講誦、恭敬供養シテ、此ノ経ヲ流通セル王有ラバ、我等ガ四天王常ニ来リテ撰護シ、一切ノ災障皆消殄セシム。憂愁疾疫モ、亦除キ差サシム。願フ所心ニ遂ヒテ、恒ニ歡喜ヲ生ゼム」

が引用され、各国分寺ごとに、いずれも護国の經典である『法華経』『金光明経』各十巻を安置せしめられたことでも明らかである。

かくして聖武帝の悲願である、正法によって国家の安寧を所期する政教一致の体制は大きく前進した。当然の結果、仏寺と僧侶とは、格段の優遇を受けることとなり、国政への発言権も増大し、それにおごった破戒非行の僧尼の数もふえた。その暴状は、道鏡およびその執政下に極まったといっている。

すでに、大仏殿建立に当たって、勅願成就を祝福して、宇佐の八幡大神が、参向随喜したいとの託宣があったと奏上する者があったため、天皇・皇后臨御のもとに、八幡神の盛大な大仏参拝の法要が行なわれ、天皇から大神に、多額の封戸、位田が寄進され、このことに奉仕した僧行信等も恩賞に預かったが、ほどなく、その託宣が、行信等の詐偽であることが判明して処罰された。

後には、平城京脇寺の毘沙門像から仏舎利が現れたため、法華寺へ孝謙女帝行幸されて、盛大な供養が行なわれ、舎利を発見した僧円興には、法参議大律師が授けられ、この佳辰を機に、道鏡には法王位が授けられた。しかしこれもまもなく、興福寺の僧基真等の詐

謀と判明して罰せられたが、道鏡や円興の授位はそのままであった。

これらは、天皇を欺いた極例であったが、僧尼の破戒無慙の数々は、枚挙にいとまがなかった。円頂黒衣となつて、租徭を免れようとする僧尼や、寺院と結託して土地を寄進し、寺領と称して租税を免かれる者も少なくなかつた。

後の光仁帝白壁王は、このような世情の下に生きた、数少ない識見豊かな、時に六十二歳、大納言の官に在つた皇親男子であつた。

身の安全を保持するためには、「酒ヲ縦ニシテ跡ヲ晦ス。故ヲ以ツテ害ヲ免ルルコト数矣」であつたという（『統日本紀』）。

このようにして、僧侶の腐敗墮落と、行き過ぎた政教一体体制の暴状を、目のあたりに見、身をもって体験された白壁王が、すでに六十二歳の身をもって帝位に即かれた光仁帝が、仏教界の肅正に着手されたのも当然であつた。

神護景雲四年（七七〇）八月四日、称徳女帝（五三歳）崩御、白壁王（六二歳）立太子、同月二十一日、道鏡を下野に配流、九月六日日和氣清麻呂を大隅より召還、十月一日、白壁王即位して光仁天皇。同日宝亀と改元。

その同じ月の二十八日、僧綱の奏上により、僧侶が山林に入つて修行することを聴許する詔が発せられた。去る天平宝字八年（七六四）九月、藤原仲麻呂が、道鏡打倒の兵を挙げて敗死した直後、道鏡は、殘党の山林に密会することを恐れて、僧侶が山林に入つて修行し、あるいは法会を営むことをも禁じていた。そのために、

「山林樹下長ク禅迹ヲ絶チ、伽藍院中永ク梵磬ヲ息ム」（『統日

本紀』）という、正法の畏縮を招いていた。光仁新帝の仏教改革は、先ずそのことから始められた。

この禁制の解けたことにより、伝教大師の比叡山への入山の道も開けていたのである。

翌宝亀二年（七七二）閏三月十五日には、受戒に当たつて、受戒者の進退の威儀を指示する威儀の法師六員が置かれた。受戒を重んじ、その儀を莊重嚴肅にとり行なうためである。

宝亀十年（七七九）八月二十三日には、治部省の奏上によつて、諸国に命じて僧尼の本籍に在るや否やを点検せしめられた。その意図は、「然ル時ハ、則チ官僧已ニ明ラカニシテ、私度自ラ止」（『統日本紀』）ましめるに在つた。

同二十六日には、国分寺の僧尼に任ぜられながら、多くのものが京に留まっている、これを本国へ帰らしめたい、との治部省の奏上に対し、智行具足したもので、なお京に止住することを願う者は聴し、それ以外のものは、本国への帰還を命ぜられた。

九月十七日には、「死セル者（の名）ヲ冒シ心ニ奸偽ヲ挾ミテ憲章ヲ犯乱」（『統日本紀』）する僧尼をきびしく戒める勅が発せられた。

その翌宝亀十一年（七八〇）正月二十日には、

「如聞、縉侶ノ行事ハ俗ト別ナラズ、上ハ無上ノ慈教ニ違ヒ、下ハ有国ノ通憲ヲ犯セリト。僧綱率シテ之ヲ正サバ、孰レカ正シカラザラム」（『統日本紀』）

との勅を重ねて發して、僧侶の行状をきびしく戒めて仏教界の肅正を嚴命された。

その翌天応元年（七八一・一月一日改元）二月のころから、老帝不予、四月三日皇太子山部親王（桓武天皇、四五歳）に讓位、十二月二十二日、光仁太上天皇（七三歳）崩御。

三 桓武帝の仏教界肅正

山部親王は、すでに四十五歳、大学頭、待從を経て時に中務卿、いづれも學識を要する官職を歴任された識見高い新帝であった。

その生母高野新笠は、往古百濟から歸化して大和朝廷に、史として仕えた下級の吏僚和氏の出で、帝位に即くべき皇子とは自他ともに到底予想もなかった異例のことが、実現したのは、百川らが、山部親王の卓抜な人物に期待していたからである。

『水鏡』によれば、山部親王立太子の際も、參議兼彈正尹だった藤原浜成が、生母の出自の卑賤を理由に強硬に反対し、光仁老帝も決しかねておられたが、百川が、

「位につき給ふ人、さらに母の卑しき尊きを扱ふべからず。山部親王は、御心めでたく、世の人も皆従ひ奉る心あり。浜成申す事道理にあらず。われ命をも惜しみ待らず。又二心なし。ただはやく帝の御ことほりをかうぶり待らん」

と、四十余日、不眠立ちつくして力説したため、老帝もようやく承服されたという。いささか誇張の逸話を伝えている。

桓武新帝も、父帝のご遺志を継いで、仏教界の肅正に熱意を示された。

即位の翌年延暦元年（七八二）閏正月には、天武帝の皇子新田部親王の子で、藤原仲麻呂謀反の際擁せられて帝位に即けられて敗死

した塩焼王の子氷上川継の謀反が発覚し、罪極刑に当たるところを、生母が聖武帝の皇女不破内親王であり、また先帝崩御の諒闇中でもあったので、死一等を減じて伊豆に流され、内親王も淡路に流され、藤原浜成・大伴家持・坂上田麻呂等処罰を受けた連類者三十五名に及ぶという事件が発生した。天武系皇統による皇位奪還の動きであった。

越えて三月には、天皇を呪った三方王・弓削女王を日向へ流し、山上船主を隱岐へ流すという事件があった。

諸大寺は、依然として旧来の特権的潜勢力を温存し、施入、寄進の盛行によって、寺財はふくらむ一方であり、僧尼の墮落も容易にやむとも見えない平城の古都は、新帝にとって、政争の余波さめやらぬ油断のならない気味の悪い首都でもあった。

そのような旧都の現実は、英明な新帝に、仏教界の肅正と庶政の一新を決意させ、寺町化した旧都を棄てて、清新な新都への遷都を促したのではないか。

即位より四年目の延暦三年（七八四）十一月、先ず長岡へ遷都し、十年の後に、さらに平安京へ遷都された。

再度の遷都は、憤死した皇太弟早良親王の怨念の崇りと恐れられた天災・疫病等の不祥事相ついだためであった。

皇女朝原内親王が齋宮として伊勢へ向かうのを見送るため、天皇が平城京へ還幸中の延暦四年（七八五）九月二十三日の夜、天皇と同年で、天皇の信任もつとも篤く、造長岡宮使長官として新都の造営に、昼夜を分かたず奮闘中の中納言藤原種継（七三七―七八五）が暗殺された。事件は、かねて種継と不仲だった皇太弟早良親王を

中心に、東宮職の面々、古族大伴、佐伯、丹治比氏等の反種継一味七十余名の謀議によるものと判明し、一網打尽に逮捕されて、ことごとく斬流に処せられ、先の川継の事件にも連座し、この度の事件発生よりも、十日前に没していた春宮大夫中納言大伴家持も、官職位階を剝奪され、葬儀を発することも禁ぜられ、子ども等も遠流に処せられた。

天皇の皇実弟である皇太弟早良親王（三六）も捕えられて乙訓寺に幽閉されたが、憤然食を断つこと十数日、淡路へ流される途中で息絶えた。

十五年後の延暦十九年（八〇〇）七月になって、早良親王には、崇道天皇の称号が追贈され、家持等の官位も元に復されたが、これらの怨念は、剛毅な天皇をも終生悩ませた。

この事件も、天武系皇統へ心を寄せる人々の皇統奪還の動きと見られている。天皇の危惧されていたことが、新都までも、追いかけていたのである。

天武系最後の天皇称徳女帝の異腹の皇姉井上皇后の夫帝光仁天皇呪咀、氷上川継の謀反につぐこの度の種継暗殺と続いた天武系の蠢動は、桓武体制の強化とともに、その萌芽を摘みとることができた。しかし怨念として、天皇をとらえ、側近の心の中にも残った。

桓武新帝の次の課題は、大寺の勢力と、墮落僧尼の、新都への追尾を断ち切ることであった。

桓武新帝は、即位の翌年延暦元年（七八三）四月十一日、公私の疲弊匡救のため、造営・勅旨の二省と鑄銭司とともに、造法華寺司を廃し、

その翌延暦二年（七八三）四月二十八日には、国分寺僧の欠員の補充に厳選を命じ、

同年六月十日には、京畿の定額寺の数を守らせ、私寺の新設や、田宅の寄進や売買による寺領の拡大を禁じ、

十月六日には、国分寺の国師の員数を減らし、十二月六日には、京内の官人と諸寺が錢財出挙する際は、一倍を過ぎる利子を取ることを禁じ、^(注5)

翌延暦三年（七八四）五月一日には、国分寺国師の人選を厳しくし、その任期を六年とする等、矢つぎ早やに、寺院と僧尼を規制する施策が発せられた。

延暦三年（七八四）十一月十一日、長岡遷都。

その翌月の十二月十三日には、王臣家や諸司とともに、寺家が、山林藪沢を占有することを禁じ（『続日本紀』）

翌四年（七八五）の五月二十五日には、僧尼の村里へ出入するところが厳しく禁じられた。『続日本紀』その日の条に

勅シテ曰ハク。出家タル人ハ、本ヨリ道ヲ行フヲ事トス。今見ノ衆僧ハ、多ク法旨ニ乖ヒ、或ハ私ニ檀越ヲ定メテ閭巷ニ出入シ、或ハ佛ノ驗ヲ誣ヒ稱ヘテ愚民ヲ誑誤ス。唯ニ比尼ノ教律ニ慎マザルノミニ非ズ。抑是レ所司ノ捉搦ヲ勤メザレバナリ。嚴禁ヲ加ヘザラバ、何ゾ緇徒ヲ整ヘム。今ヨリ以後如シ此ノ類アラバ、外国ニ擯ケ出シテ、定額ノ寺ニ安置セヨ、ト。

定額寺は、私寺の乱立の弊害を正し、国家の統制を嚴重にするために設けられたもので、官寺に準じて、国家から稲五百束乃至千束を支給し、その出挙の利稻を灯分料として年分度者を置くものであ

った。

佛教界の現状には、なお依然として厳しく禁戒を加えざるを得ない目にあまる非違が横行していたのである。僧尼の無法墮落に加えて、取締るべき側の綱紀の弛緩があった。桓武帝は、そのことを痛感されていた。

その反面、延暦四年（七八五）七月二十日には、

釈教ノ深遠ナル、其ノ道ヲ伝フ者ハ縉徒是レナリ。天下ノ定寧ナルハ、蓋シ亦ソノ神力ニ由レリ。然ラバ則チ惟ノ僧、惟ノ尼、徳アリ行有ルハ、褒頌スルニアラザルヨリハ、何ヲ以ッテカ道ヲ弘メン。宜シク所司ニ仰セテ、ソノ修行伝灯、厭倦スルコトナキ者ヲ撰ビテ、景迹けいせき（行迹）、齒（年齢）、名ヲ具サニ注シテ申シ送ラシム（『続日本紀』）

との勅を下して、徳行ある僧尼の顕彰を命ぜられた。

四 伝教大師の受戒・入山・願文

そのような佛教界の状況下にあったこの年の四月六日（あるいは、それより早く）、時に、十九歳だった伝教大師最澄は、東大寺の戒壇院において戒を受け、その三月後の七月十七日、求道の熱情を抑えがたく、修禅修学の実践の適地、山中寂靜のところを求めて、少年の頃、朝夕振り仰いだふる里の山、道を求める先人が籠山したと伝える聖山比叡の山へ分け入って草庵を結ばれた（『叡山大師伝』）。

ふる里の山だからといって、恣意に入山し、思うままに過ごすことはできない。官僧が求法修行のためにする籠山である以上、入山

の手續きと、山居に処する心構えと、有るべき様が、僧尼令（第一三条）にきびしく定められていた。

凡ソ僧尼、禅行修行アツテ、意ニ寂靜ヲ樂ヒ、俗ニ交ラズ、山居ヲ求メテ服餌セント欲スレバ、三綱連署セヨ。在京ハ玄蕃ニ経レヨ。在外ハ、三綱国郡ヲ経レヨ。実ヲ勘エテ並ビニ録シテ官ニ申セ。判リテ山居隸ケル所ノ国郡ニ下セ。毎ニ山ニ在ルコトヲ知レ。別シテ他処ニ向フコトヲ得ザレ。

条中の「服餌」は、穀を断つて薬を服して山居禅行すること。ただし、『令義解』には「避殺服薬、而山居行気也。雖不_レ服餌亦聽_レ山居也」とあり、山居の聴許に、必ずしも服餌が不可欠の状況ではなかった。

大師も、恐らく、右の正規の手續を履んで入山されたであろう。即ち、近江国分寺の上座・寺主・維那の三綱の連署を得、近江の国司から玄蕃寮を経て治部省へと届出で、治部省の官符を待って、近江の国司から滋賀郡の郡衙へ伝達されるという手續を経て入山が実現したにちがいない。

右のような、国の認承を得て一旦入山した以上、みだりに他出することは許されず、常に山中に在って学問・修行に精進しなければならぬのは、僧尼令の定めるところであり、大師もまた覚悟のことであった。

大師入山の目的は、入山まもなくのところ、「坐禅ノ隙ニ自ラ製シ」（『叡山大師伝』）た『願文』によって明らかである。

願文

悠悠ユウ三界、純苦ジュンク、無レ安也、擾々タラ四生、唯患ニシテ不レ樂也。牟

尼之日久隱、慈尊月未照。近於三災之危、沒於五濁之深。加以、風命難保、露體易消。艸堂雖無樂、然老少散曝於白骨。土室雖閻連、而貴賤爭宿於魂魄。瞻彼省己、此理必定。仙丸未服、遊魂難留。命通未得、死辰何定。生時不作善、死日成獄。新難得易移、其人身矣。難發易忘斯善心焉。是以、法皇牟尼、假大海之針妙高之線、喻況人身難得、古賢禹王惜一寸之陰、半寸之暇、歎勸一生空過。無因得果、無有是處、無善免苦、無有是處。

伏尋己行迹、無戒竊受四事之勞、愚癡亦成四生之怨。是故、未曾有因緣經云。施者生天、受者入獄。提韋女人四事之供、表末利夫人福、貪著利養五衆之果、顯石女擔輦罪。明哉善惡因果、誰有慙人、不信此典。然則、知苦因而不畏苦果、釋尊遮闍提得人身、徒不作善業、聖教噴空手。

於是、愚中極愚、狂中極狂、塵禿有情、底下最澄、上違於諸佛、中背於皇法、下闕於孝禮。謹隨迷狂之心、發三三願。以無所得而爲方便、爲無上第一義、發金剛不壞不退、心願。

我自未得六根相似位、以還不日出假。一其
 自未得三照理心、以還不才藝。二其
 自未得具足淨戒、以還不預檀主法會。三其
 自未得般若心、以還不著世間人事緣務。除相似位。四其

三際中間、所修功德獨不受己身、普廻施有識悉皆令得無上菩提。五
 伏願、解脫之味獨不飲、安樂之果獨不證、法界衆生、同登妙覺、法界衆生、同服妙味。若依此願力至三六根相似位、若得五神通時、必不取自度、不證正位、不著一切願、必所引導、今生無作無緣、四弘誓願、周旋於法界、遍入於六道、淨佛國土、成就衆生、盡未來際、恒作佛事。

六百字に満たない短章ではあるが、齡ようやく二十歳、求道の情熱と理想に燃える若き日の大師が、籠山ほどなく、その心境を披瀝し、決意のほどを綴った誓願で、大師入山の動機を知り、思想家としての大師の出発点を知ることのできる、貴重な文献とされている。またこの一文は、大師が皇室へ近づく契機ともなった。

無学な私など、ようやくにして、難解なこの願文を読み了えて、求道の志の厳しく篤いことに、深い敬意と驚きとを感ずるとともに、これが、二十歳前後の青年僧の手に成った文章かと、今さらのごとく一驚する。弘法大師二十五歳のときの作『三教指帰』を読んだときも同じ思いであったが、両師はともに、不世出の偉大な天才であった。

前文の冒頭、

悠々タル(物思ふこと多い)三界(悟りを開かぬ衆生の住む苦に満ちた苦界を三類に分けて、欲界・色界・無色界とする)ハ、純ラ苦ニシテ安キコトナク、擾々タル(いりみだれた)四生(胎生・卵生・湿生・化生の全生物)ハ、タダ患ニシテ楽シカラズ。人生は苦

患に満ちており、「風命保チ難ク、露体消エ易シ」「死辰何トカ定メン」「得難クシテ移リ易キハソレ人身ナリ」と無常の世に、幸いにして人身を得て、「生ケル時善ヲ作サズンバ、死スル日獄ノ薪」(八熱地獄に堕ちて猛火の責め苦にあう)となり後悔するであろう。須臾も怠つてはならない。因果の理法として、「因ナクシテ果ヲ得ルハ、コノ 処アルコトナク、善ナクシテ苦ヲ免ルルハ、コノ 処アルコトナシ」。「善因ヲ知リテ而モ苦果ヲ畏レザルヲ、釈尊ハ闡提(永久に成仏し得ないもの)ト遮(拒否)シタマヒ、人身ヲ得テ徒ニ善業ヲ作サザルヲ、聖教ニ空手ト噴メタマヘリ」。嚴然たる因果の理法を信じ、油断なく懈怠なく、三界四生の苦患から解脱するため、修行作善に力むべきである

と、きびしく自らを戒め、
次いで、自らを

「愚ガ中の極愚、狂ガ中ノ極狂、塵禿ノ有情、底下ノ最澄、上ハ諸仏ニ違シ、中ハ皇法ニ背キ、下ハ孝礼ヲ欠ケリ」

と、口を極めてきびしく自己反省をした上で、このような、愚狂無能な最澄が、能く所志解脱の境に到るには、と決意して、「無所得(すべてのものごと)に執られることなく実相真理を体得すること)ヲ以ッテ方便トナシ、無上第一義(無上の真理たる仏法)ノタメニ金剛不壞不退ノ心願ヲ発ス」

として、五ヶ条を掲げた。

その一は、「我レ未ダ六根相似ノ位ヲ得ザルヨリ以還、出仮セジ」
修行を積んで、眼・耳・鼻・舌・身・意の六根の機能が、仏に相

似て清浄となるまでは、衆生済度の利他行は行なわない。

その二は、「未だ理ヲ照ス心ヲ得ザルヨリ以還、才芸アラジ」

迷妄の闇を打破し、真如の理を明らかに照す心を得るまでは、医方、彩画等の才芸にはふり向かない。

その三は、「未だ淨戒ヲ具足スルコトヲ得ザルヨリ以還、檀主ノ法会ニ預ラジ」

沙弥となる得度の際に受けた十戒、比丘となる受戒の際に受けた二百五十戒を、完全体現できるまでは、施主の施しによる法会は受けない。

その四は、「未だ般若ノ心ヲ得ザルヨリ以還、世間人事ノ縁務ニ著セジ。相似ノ位ヲ除ク」

一切の執着心を離れた心境に到るまでは、世間的な雑務にはとらわれない。ただし相似の位に達した場合は別。

その五は、「三際ノ中間ニテ、所修ノ功德、独リ己ガ身ニ受ケズ、普ク有識ニ廻施シテ、悉ク皆ナ無上菩提ヲ得シメン」

過去・現在・未来の三世の中間、すなわち現世において修行して得た功德は、自らの身だけのものとせず、普く有識の人に分かち与えて、すべての人々が、真実道に目ざめるように願いたい。

次いで、結びとして、右の五条の誓願が達せられた後の理想を述べて、

もしこの願力によって、六根相似の行位に到り、またもし他を化導するに必要な、不思議なはたらき五種の神通力(天耳通・天眼通・宿命通・他心通・神足通)を身につけることができたならば、必ず、わが身一人の悟りとせず、

「願ハクハ、必ズ今生ノ無作(無作意)無縁(無差別)ノ四弘誓

願（菩薩の共通した四つの誓願、(1)衆生無辺誓願度、(2)煩惱無尽誓願断、(3)法門無量誓願学、(4)仏道無上誓願成）ニ引導セラレテ、周ク法界ニ旋ラシ、遍ク六道（六つの迷界。地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上）ニ入り、仏国土ヲ浄メ、衆生ヲ成就シ、未来際ヲ尽クスマデ、恒ニ仏事ヲ作サンコトヲ

と結ばれている。大師の最終の願いは、日本国を清浄な仏国土とし、衆生をして悉く仏法の法悦に浴せしめ、人にとって最も大事な仏事を未来際までも、怠らず勤めることにあった。その高い理想は、二十歳前後の青年僧のものとして、あまりにも雄大であり、高邁であり、きびしいものであり、その文体は、骨太く、格調高く、説得力に富んでいる。

色白く長身の青年僧最澄は、比叡の山深き静寂のところ、樹下石上に冥想打坐し、かなたに、この願文を見すえて、求道精進されたことであろう。木内堯央氏は、この願文が、『天台小止観』の指示に則って綴られていることを指摘された。^(注6)

この願文は、内供奉禪師寿興の目にふれて、両僧親交の糸口となつたという（『叡山大師伝』）。

内供奉は、禁中の内道場に奉仕して御齋会の読師をつとめ、また夜居の僧として天皇に近侍した定員十人の学徳兼備の僧。唐の制度を、導入したものであるが、日本では、十禪師が兼ねたので、内供奉十禪師とも内供奉禪師ともいった。

光仁天皇、宝龜三年（七七二）三月六日、初めて十禪師を置かれたことを伝える『続日本紀』のその条に、

禪師秀南（以下九僧の名中略）ハ、或ハ持戒称スルニ足り、或ハ看病声ヲ著ス。詔シテ供養ヲ充テ、並ビニ其ノ身ヲ終ヘシム。當時称シテ十禪師ト為ス。其ノ後欠クルコトアラバ清行ノ者ヲ撰ビテ之ニ補ス。

とある。その時の十人の中には、寿興の名は見えないが、初任より十数年後のことであるから、きわめて初期に補充された内供奉十禪師の一人だったのである。

その寿興の口を通じて、最澄の名は、禁中にも伝へられ、桓武帝の耳にも入ったのではないか。

持戒浄行の青年僧最澄こそ、仏教界の肅正に、意欲を燃やしておられた桓武帝の求めておられた僧侶であったにちがいない。新しい仏教界の指導者として、大きい期待を寄せられたのではないか。

四 梵釈寺の造立

伝教大師の比叡入山の翌延暦五年（七八六）正月二十一日、勅願によって、近江国滋賀郡、天智遷都の旧宮址に近いところに、梵釈寺が造立された。天皇が、曾祖父帝天智を追慕し、政治の理想を天智に求められたことの象徴とも見るべき造寺であった。

南都大寺の力を抑制し、造法華寺司を廃し、定額寺の数を守らせ、私寺の新しい造立を禁じ、これより三年後の延暦八年（七八九）には、造東大寺司をも廃止された桓武帝が、長岡遷都後初めて、旧都滋賀の地に梵釈寺を造立されたということは、曾祖父帝への敬仰の念が、いかに篤かったかを重ねて物語るものであり、桓武帝の仏教観と仏教施策とを、きわめて端的に象徴するものである。

右の延暦五年（七八六）は、おそらく発願着工の年で、それより九年後の延暦十四年（七九五）は、最終的に、落慶円成した年だったのか。七月十八日、七大寺に使を遣わして、常住の僧侶の検校が行われた翌々九月十五日、改めて梵釈寺に関する詔書が発せられ、造営発願の目的と所遇と造寺の功德とが宣言された。

詔曰。真教有^レ属^ス。隆^ニ其業^ニ者人王^{ナリ}。法相無^レ辺^カ。闡^ニ其要^ニ者仏子^{ナリ}。朕、位膺^ニ四大^ニ、情存^ニ億兆^ニ。導^ニ德齊^ニ礼雖^レ遵^ニ有国^ノ之規^ニ、妙果勝因、思^レ弘^ニ無上^ノ之道^ニ。是以披^ニ山水^ノ名区^ニ、草^ニ創^ニ禅院^ニ、尽^ニ土木^ノ妙製^ニ、莊^ニ飾^ニ伽藍^ニ、名^ニ曰^ニ梵釈寺^ニ。仍置^ニ清行^ノ、禅師^ノ十人^ニ、三綱^ニ、在^ニ其中^ニ。施^ニ近江^ノ水田^ノ一百町^ニ、下総^ノ、国食封^ノ五十戸^ニ、越前^ノ国^ノ五十戸^ニ、以充^ニ修理^ノ供養^ノ之費^ニ。所^レ冀^ニ還^ニ經^ニ三^ノ馳驟^ニ、永流^ニ正法^ニ、時^ニ變^ニ陵谷^ニ、恒崇^ニ仁祠^ニ。以^ニ茲^ニ良因^ニ、普覃^ニ一切^ニ、上奉^ニ七廟^ニ、臨^ニ宝界^ニ而增^ニ尊^ニ、下覃^ニ万邦^ニ、登^ニ寿域^ニ而治^ニ慶^ニ。皇基永固、卜年無^レ窮、本枝克隆、中外載逸、綿^ニ該^ニ幽顯^ニ、傍^ニ及^ニ懷生^ニ、望^ニ慈雲^ニ而出^ニ迷途^ニ、仰^ニ惠日^ニ而趣^ニ覺路^ニ。

〔「類聚国史」卷百八十仏道七諸寺〕

この詔書において、時に老熟御年五十歳、天皇の仏法に対する責務と期待、僧侶と寺院の有るべき理想、造寺の功德についての、基本のお考えが、余すところなく表明されている。

私解を敷衍しながらその大意を追つてみると——真の仏法を護持流伝せしめるには、責務の分属があり、外護して、その業を隆んにするは、人王の責務である。深奥無辺の教法の要諦を解明弘宣するは僧侶である、（人王は、聖武・孝謙両帝のごとく、信仰に埋没す

べきでなく、僧尼は、世俗の汚業にまみれてはならない。）

人王たる朕が帝位は、四大（道・天・地・王）をかい膺き、情は、億兆臣民の上に存る。徳に導き、礼を斉えるには、国家の規律に遵うべきであるが、一方、勝因妙果、因果応報の理を説く無上の道たる仏法をも弘めたいと思う。

そのため、山水の風致良きところをきり開いて、純然たる禅院を創建し、土木の妙巧を尽くし、堂塔を莊嚴して、梵釈寺と名づけた。

（大仏の宝前に、三宝の奴と誓願された篤信の聖武帝が、東大寺を建立なさり、天降つて地上に幸福と安寧とをもたらす護国の武神四天王にちなんで寺号を四天王護国之寺と名づけられたのとは異なり、もと宇宙生成の神で、静かではあるが、聚落に近い美しい林園に常住なさるといふ大梵天と、天上に常住して、天下衆生の無法邪悪を憂うる護法の善神帝釈天とにちなんで寺号とされたのは、この梵釈寺を、持戒浄行の僧侶が、ひたすら仏法の究明にあけくれる静寂の理想的な純然たる学院たらしめたためである）

持戒浄行の禅師十人を置き、その中から、上座・寺主・維那の三綱を任じて、学問寺としての規律ある運営に当たらせる。

修理供養の費に当てるため、近江国の水田一百町、下総国の食封五十戸、越前国の五十戸を施入する。

（以上のような、目的と組織と寺財をもつ学問寺の造立によって）冀うところの功德は、還^ニび、馳^ニめ^ニぐり、驟^ニぬ^ニけて、永^ニく^ニ真^ニ実^ノの^ニ仏^ノ法^ニを流^ニ伝^ニし、時^ニに、高^ニい^ニ陵^ノが^ニ深^ニい^ニ谷^ノと^ニ変^ニず^ニる^ニよ^ニう^ニに、世^ニ事^ニに^ニ甚^ニしい^ニ変^ニ遷^ニが^ニあ^ニろ^ニう^ニと^ニも、恒^ニに^ニ仁^ノ祠^ノ（^ニ仏^ノ寺^ノ）を尊^ニ崇^ニし^ニたい^ニ。か^ニく^ノの^ニご^ニと^ニき^ニ仏

寺建立の善因（による功德）は、普く一切に覃^まぼし、上は皇祖皇宗の七廟にささげ奉り、宝界（諸仏の浄土）に臨んでは、ひとしお尊崇の念を増し、下は万邦に覃^まぼし、寿域（良く治まった世の帝位）に登っては、慶^{よろこ}びを洽^{あまね}くし、帝位の礎^{いしづ}は永久に固く、年（五穀豊穡）をト^おつては窮^ままること無く、本枝ともに克^と隆え、中外ともに、載^{やすら}く、逸^{やす}かに、綿^ときは、幽^ほかな願^{ねが}いも該^あてかない、傍^{ちか}きは、生^いぎとし生ける懐^い生^まに及び、かなたに慈雲（のごとき正法）を望んで迷途を脱出^{だつしゅつ}し、恵^{めぐ}み深き日輪（のごとき智慧）を仰いで覚路に趣^{おもむ}かんことを。

右の詔勅に見える梵^{ぼん}釈^{しやく}寺に置かれた「清行ノ禪師十人」は、桓武の求められた理想の僧、行解兼備の僧侶であつたにちがいない。右の詔勅より後、延暦二十一年（八〇二）正月十三日に発せられた詔勅には、

今聞ク。三論法相ノ二宗相争ヒ、各一門ヲ専ラニス。彼此長短アリ。若シ偏シテ抑セラルレバ、恐ラクハ衰微アラン。自今以後、正月ノ最勝王経、維摩経ノ二会ハ、宜シク六宗ヲ請ヒテ、以テ学業ヲ広クスベシ。

とあり（『類聚国史』）その翌二十二年（八〇三）正月二十六日の詔勅には、

緇徒三論ヲ学バズ、専ラ法相ヲ崇ビ、三論ノ学、殆ド将ニ絶エントス。頃年勅アリテ二宗ヲ並行センモ、得度ニ至ツテハ、未ダ法制アラズ。自今以後、三論・法相各五人ヲ度スルヲ、立テテ恒例トセヨ。

とある。（『類聚国史』）

従つて、桓武帝が梵^{ぼん}釈^{しやく}寺に求められたものは、持戒淨行の僧侶

が、一宗一派に偏せず、六宗兼修の道場であり、学問寺であつたにちがいない。

右の勅書の発せられた年の十月二十九日には、天智帝勅願の崇福寺について、

崇福寺ハ先帝ノ建ツルトコロナリ。宜シク梵^{ぼん}釈^{しやく}寺別当大法師常騰ヲシテ、兼ネテ檢校ヲ加フベシ。

と命ぜられた。（『類聚国史』）

崇福寺は、天智帝勅願の由緒ある古刹であり、その寺財において、梵^{ぼん}釈^{しやく}寺とは比較にならないほど豊かな大寺であるにもかかわらず、梵^{ぼん}釈^{しやく}寺を本務とする常騰が、檢校職の兼務を命ぜられたということは、桓武帝が梵^{ぼん}釈^{しやく}寺をいかに重視され、すぐれた別当が置かれていたかを推測することができる。その後歴代傑出した老熟の別当が置かれた。^{（注7）}

梵^{ぼん}釈^{しやく}寺の創建は、伝教大師の比叡入山の一年後のことであり、長岡遷都二年後のことである。長岡郷に有り在^ありませした小寺を十寺に定めて、これまでの遷都ごとに、大寺を移築された慣例^{（注8）}を断ちきつて、南都大寺の長岡新京への移築を許されなかつた桓武帝が、曾祖父帝天智ゆかりの地に、その名も梵^{ぼん}釈^{しやく}寺と定めて創建された、その高邁な意図、新たな仏法の振作を期待された天皇のそのお志を重ねて想起すべきである。

長岡の新都から、滋賀の旧都へ、目^まなざしと心とが、熱く往きかう時、兩都の距離は消え去り、その間にそり立つ聖山比叡の山も、帝の眼前に、いや高く肉迫したにちがいない。京都のどこからでも眺められ、後の京都の人々が、（お山）といつて親んだ三角の

山、比叡。

そこに、大官寺と名聞の道をかなくり捨てて、年若き持戒淨行の求道僧最澄は入山籠居して、冥想打坐・諷經学修にあけくれている。その名が、天皇の耳に達したとき、教界の肅正に情熱を傾けておられた天皇が、大きい期待を寄せられたのも当然である。

これより後、都が再び平安京へ遷ってからのことであるが、延暦十四年（七九四）には、諸国国分寺の国師を講師と改称し、国毎に一名と定められた。国師はもと、部内の寺院、僧尼の監督に当たり、国司とともに国分寺を檢校したが、名を講師と改めて、他事から解放して専ら仏典の講説に当らせるためであり、定員一名とされたのは、資格審査を厳しくし、冗費を節減するためであった。

同じ年、梵釈寺に十禅師が置かれた。学問寺として、いっそうの充実がはかられたのである。

それより三年後の延暦十七年（七九七）には、南都の僧尼を檢察し、破戒僧尼の止住が禁ぜられた。

その翌延暦十八年（七九八）には、天皇が、近江の崇福・梵釈兩寺へ行幸礼拝され、また国司に命じて、僧尼・優婆塞を巡檢せしめられた。梵釈寺の創建充実を通して、新仏教の振作が図られる一方、旧仏教肅正の桓武帝の仏教施策の手は、引きつづきゆるめられることはなかった。

六、一乗止観院の初度供養

大師は入山とともに

四恩ノ奉為ニ、毎日、法華・金光明・般若等ノ大乘經ヲ誦誦シ、

一日モ闕カズ、懈怠有ルコト無ク

高風を慕って大師のもとに参じた

諸ノ門徒ハ、行ヲ見テ、心ヲ貴ビ、志ヲ見テ貴ヲ増シ、寒熱ヲ憚ラズ、飢饉ヲ憂ヘズ（『叡山大師伝』）修行を共にした。

延暦七年（七八八）、入山より四年目、二十二歳の七月、虚空蔵尾にあった自倒の木を以って、自ら薬師仏の像を彫刻して安置し、草庵を改めて比叡寺とされた。その時の誓願の歌が、

阿耨多羅三藐三菩提の仏たち我が立つ杣たきに冥加あらせ給へ

天台宗では、この年を以って、立宗開教の年としている。

この年、大師は長岡京に赴いて、天皇に拝謁し、平安京遷都の安穩を奏上されたと伝える（『護国縁起』）。

延暦九年（七九〇）には八部院を創建。

延暦十年（七九一）十二月六日には、六位相当の修行入位が授けられた。

延暦十二年（七九三）正月一日には、大師が願主となり、南都の老宿行賀・勝虞・善珠・常騰・賢燦等を屈請して、文珠堂に供養会を厳修。その年には、堂宇の規模を大いに拡張して、薬師・文珠の二堂並び経堂を創建して、比叡寺を改めて、一乗止観院と号された。

乗は、乗りものにとえて、悟りの彼岸へ趣かせる教法のこと。

一乗は、小乗三乗に対する大乘教法。一乗が、悉有仏性、悉皆成仏、すべてのものが、仏たり得る仏性を生得に具有し、すべてのものが、皆仏となり得ると説く、眞実唯一の教法とするのに対して、三乗は、衆生の性質や能力に依りて、それぞれが固有の三階級の悟

りの道、声聞乘（仏の教説に従って修行するが、自己の解脱のみを目的とする）・縁覚乘（仏の教法によらず、自ら道を悟るが、説法教化の利他行をしない）・菩薩乘（行を積み、衆生を利益し、未来に仏の悟りを開こうとする）があると説く。

いうまでもなく、天台宗は、所依の經典『法華経』に基づいて、法華一乗を、唯一真実の教法とし、一乗法の理を明らかにする『法華経』を一乗妙典とあがめ称し、また天台宗のことを一乗宗と呼ぶこともある。

後年、一乗三乗の優劣論は、大師と徳一法師とのはげしい論争の大きい問題となった。

「一乗止観」とは、天台教義における打坐の実践方法を示すものであるから、その語をもって、修行学習の本拠たる新しい堂宇の名とされたことは、正に、大師による日本天台宗の立教開宗の宣言ともいべきであった。

大師が、若き日から天台の教義に漸次傾斜し、模索し、信仰を確立されるに至った軌跡、学統・師承については、古くから多くの先覚によって明らかにされたところである。

父三津首百枝と親交があった前崇福寺寺主で、大師の師、近江国分寺行表大国師は、聖武帝の屈請によって、天平八年（七三六）菩提仙那とともに来朝し、華嚴宗と禅と戒を伝えた唐の高僧道璿どうぜん和上（七〇二―七六〇）の門に入って修行し、その受けるところをきびしく大師に伝えた、大師の大成に大きい役割を果たした師主であった。

行表大国師が、十五歳の時にその門に投じて薫陶を受けた異国の

師道璿和上は、洛陽大福光寺の定賓について律を学び、華嚴寺の普寂について、禅および華嚴を学んだ行解兼備の高僧で、来朝後は、大安寺西唐院に止住して『梵網経』や『四分律行事抄』を講じ、律蔵を伝えた。天平勝宝三年（七五一）には律師に補せられ、翌四年の大仏開眼供養会には、呪願師に任ぜられた。晩年は、吉野比蘇寺に病を養った。その思想の中心であったと見られる教禅一如の教は、行表大国師を通じて、伝教大師に伝えられた。

行表大国師は、唯識法相の三乗教学にも詳しく、大師にもそれを学ばせたが、それは、広く仏教全般への知見を与えるため、真に指向するところは、一乗仏教にあり、大師も、おのれが受けた法統の相承を明らかにされた『内証仏法相承血脉譜』の中で、行表大国師から受けた最も大きい感化は、「心ヲ一乗仏教ニ帰セヨ」との教訓であったと述懐された。

大師は、南都古大寺の奉ずる法相三論等（注9）の小乗（三乗）を捨てて、大乘（一乗）の天台信仰を確立し、日本天台宗の立宗開教に到った出発点がここにあった。

入山以来、大師は、冥想修禅に工夫をこらすとともに、師主から伝えた、中でも、中国華嚴宗の大成者賢首大師の『華嚴経』の章疏、『大乘起信論』の章疏をくりかえし精読して、その深遠な哲学、幽玄な思想に深い感銘を覚えたが、賢首大師が、『起信論疏』において、実践修行の方法を説くにあたっては、常に天台大師の委曲を尽くした『小止観』を引用して、指南としているのを知って大きく感動した。仁忠はそのことを『叡山大師伝』に伝えて、

大師得ルニ随ッテ、起信疏、並ニ華嚴五教章等ヲ披覽スルニ、猶

ホ、天台ヲ尚ンデ以ッテ指南トナス。コノ文ヲ見ル毎ニ、覺エズ
涙ヲ流シテ慨然タレドモ、天台ノ教迹を披閱スルニ由ナシ。
引用を通して、天台大師の『小止観』に強く打たれながら、その
原典を見ることのできないのが、かえすがえす心残りだったとい
うのである。

天台宗の初祖天台大師智顛（五三八―五九七）の選述には、天台
宗の教学を説いた教門に、『法華立義』十卷・『法華文句』十卷があ
り、実践修行の方法を説いた観門に、『摩訶止観』十卷があり、初
心の求道者に修行の方法を懇切に説いた『小止観』二卷がある。

南都古寺の仏徒が、形式的な儀式にあけくれ、仏教学の觀念上の
論議にふけり、あるいは俗事に狂奔している現状にあきたらず、静
寂の山中に打坐冥想し、教法を心身に体験証得する実践修行を志し
た伝教大師最澄にとって、『小止観』の説くところこそ、求めてや
まない渴望であった。引用でなく、その原典にじかに触れたいと願
ったのも当然である。

そのうち幸いにして、右の天台章疏の所在を知っている人に邂逅
し、請うて書写することを得た。それは、

『円頓止観』十卷・『法華玄義』十卷・『法華文句』十卷・『四教
義』十二卷・『維摩經疏』三十四卷等で、いずれも唐僧鑑真和上將
来の書であった。

大師の喜悅、量り知れないものがあつた。

『叡山大師伝』に

此ノ典ヲ得テ、精勵シテ披閱スルニ、義理ノ奥頤ナルコト、彌
仰ケバ彌ヨ高く、随ツテ鑽レバ随ツテ堅ク、本仏ノ本懐、同ジク

三乗ノ門戸ヲ開き、内証ノ内事、等シク一乗ノ宝車ヲ付セリ

と伝える。大師はここに、天台大師に、大きく敬仰の眼を開き、
その教法に、強く魅かれ、その抑えがたき求道の情熱は、やがて入
唐請益僧として、天台山へ拝登させ、多くの仏典・仏具を将来させ
た。

延暦十三年（七九四）九月三日には、一乗止観院の初度の供養が
行なわれた。時に大師二十八歳。

桓武天皇の行幸を賜い、法会の奉行の上首大納言正二位藤原朝臣
小黒麻呂が上卿を勤め、奉行左大弁從三位紀朝臣佐教、法会に出勤
した役僧には、大導師興福寺（法相宗）善珠、呪願師薬師寺（律宗）
如実をはじめ、薬師寺義真・興福寺玄寶・天興寺勤操・興福寺修圓
東大寺（法相宗）明壹・法隆寺（法相宗）忠恵・元興寺護命・大安
寺（三論宗）観敏・大安寺聞寂・元興寺賢玉という、南都大寺の高
僧に、延秀・真忠・薬澄・道紹・圓也・賢算等、比叡の宗侶と見ら
れる僧を加えた豪華な配役によってとり行われ、空前の盛儀であつ
た。秦氏の伶人六十六人も登山して楽を奏したと伝える。

天皇の臨幸については、(1)二十八歳の若年の願主最澄によって、
天皇の親幸を仰ぐことは有り得まい、(2)初度供養のことは、『叡岳
要記』や『座主記』等に記載するのみで、正史『日本後紀』や『叡
山大師伝』に該当の記事が無い、(3)天皇はその年十月二十二日に長
岡京から平安京へ遷都を決行され、正に繁忙のさ中であつた、等を
理由に、疑いがもたれているが、塩入亮忠師は、その労作『伝教大
師』（昭和一二・五伝教大師奉讃会発刊）の中で、

『日本後紀』は、元來四十卷あつたが、三十卷を逸失して現行十

卷、供養の行なわれたとする年次の記事を欠く残欠本である。また『叡山大師伝』は、徳一法師との大師畢生の論争をも伝えていない例があり、重要な記事の漏れている恐れがある。

後に造宮使長官となって、新都造成の中心となり、またそのたびの供養会の上卿ともなったとされる大納言藤原小黒麻呂は、ひそかに勅命を受けて、左大弁紀古佐美等とともに、新都の候補地山城国葛野郡宇太村の下検分を了えて帰ったとき、

此ノ処四神相応ノ地ナリ。然レドモ、東北ニ当タリテ一高岳アリ。東北ハ即チ鬼門ナリ。適、四神相応ノ靈地ヲ得ルト雖モ、百僚怖畏の難ナキニ非ズ。遷都ノ儀式宜シク天察アルベシと奉答したという(『叡岳要記』『扶桑略記』)。

宇太村は、四神相応の都城とするに最適の地であるが、長岡京の重ね重ねの早良皇太弟ほかの怨念の崇りにおびえた朝臣たちは、鬼門に当たる東北にそびえる比叡山の崇りにおびえるであろう。遷都に当たっては、陛下におかせられては、除災のための儀式を特段にお考えなさるべきでありましょうと奉答したというのである。従って、一乗止観院の初度供養は、遷都に先立って、鎮護国家を祈念するために、天皇親臨のもとに、遷都の行事の一環としてとり行われたのではないか。

また、両度の遷都に当たっては、宇太村に本拠をもつ、帰化系の財閥秦氏が、財政的に大いに貢献したと見られており、また秦氏は、同じく帰化氏族である大師の比叡経営にも財政的に援助の手をさし延べたと見られるから、すでに真摯な求道者最澄に温かい理解を示す高位の廷臣も少なくなかったから、桓武天皇も大師の比叡山

に格別の期待をお寄せになっていたのではないかと一などが、ほほ塩入師の、天皇の臨幸有り得るとされる論拠のあらましである。私もその所論を支持し、加えて、諸事行動的であった桓武帝は、遷都直前の繁忙をも物ともせず、遷都成就に欠かせない行事の一環として、除災禁厭祈願のため、供養会臨御の日程を精力的に処理なさり、進んで、比叡山を鎮護国家の道場と位置づけされたものと考えたい。それより四年後の、延暦十六年(七九七)、三十一歳、大師は、内供奉に任ぜられ、近江国の正税を賜う。

内供奉は、禁中内道場に近侍して、天皇の玉体安泰を祈り、天皇の諮問にも奉答する、重く且つ名誉の僧職であった。にわかには、天皇と大師との間を、正に咫尺の距離に近づけたのである。

注

(1) 生年については、両説があるが、本稿では、弘仁七年(八一六)五十歳とする門人秦範に宛てた大師自身の書簡(『伝教大師全集』新版第五卷四六九頁所収)及び弘仁十三年六月四日遷化のとき春秋五十六とする高弟光定の『伝述一心戒文』、同じく高弟仁忠の『叡山大師伝』に拠る。

別に、宝龜十年(七八〇)十五歳とする得度に関する「国府牒」、延暦二年(七八三)十八歳とする「度牒案」、延暦四年(七八五)二十歳とする受戒についての僧綱の牒、延暦二十四年(八〇五)年四十歳二十とする治部省の公験より逆算し、天平神護二年(七六六)生誕とする説がある。本稿の拠った私文書を根拠とする神護景雲元年(七六七)説と、公文書を根拠とする天平神護二年(七六六)説との、生年比定の当否については、田村晃祐氏(昭六三・二、『最澄』吉川弘文館刊人物叢書)や嗣永芳照氏(『伝教大師伝に関する一二の考察』・福井康順氏

〔宗祖生誕年次考〕・勝野隆信氏〔公式文書における信憑性の問題〕、以上の論考三篇は、昭五七・一吉川弘文館刊〔日本名僧論集〕第二巻『最澄』第一章『最澄生年考』に所収)等の所論がある。父の名については、『叡山大師伝』ほか、百枝と伝えているのに対し、「国府牒」、「度牒案」、「僧綱牒」には、淨足と見える。足には、ソクのほかに、スウ(慣用シユ)の音がある。淨足を淨足と読み、それを巨枝と音訳し、巨を百と誤ったのではないかとの説もある。

(2) 大師の信仰の根本は、正法正戒を正伝して国家を鎮護するにあつた。大師の主要なあらゆる撰述の中で、くりかえし強調されている。

「伝戒護国」「除災護国」「除難護国」(『頭戒論』)、「守護国家」「利益国家」(『山家学生式』)、「住持仏法、鎮護国家」(『六所造宝塔願文』)、「守護国界」(『守護国界章』)等々。

しかも、大師のいうところの国家は、皇室をも含み、天皇をも含み衆生をも含むものであつた。

弘仁九年(八一八)のころ、鎮護国家を祈って、全国六個所に多宝塔の建立を発願されたときの願文に

「仏法ニ住持シテ、国家ヲ鎮護セン。(中略)大日本国ヲ覆護シ、陰陽節ニ応ジ、風雨時ニ順ジ、五穀成熟シ、万姓安樂ニシテ、仏法ヲ照隆シ、有情ヲ利益シ、未來際ヲ尽クシテ、恒ニ仏事ヲ作サンコトヲ」とある。

(3) 受戒を二十歳としたのは、「僧綱牒」に拠つたもので、実は十九歳。

(4) 拙稿「近陵、遠陵、近墓の廃置」(昭五九・二、『駒沢国文』第21号所載「嵯峨天皇后妃伝(下の一)」)

(5) 出挙には、国家が、春、官稻を農民に貸し付け、秋に、三割乃至五割の利稻とともに回収する公出挙と、寺社や貴族豪族が、稻のほか、錢や物を貸し付け、年利五割乃至十割を公認された私出挙とがあつた。

(6) 木内堯央氏「最澄が企図したところ」(『伝教大師と天台宗』日本仏教史論集第三巻、吉川弘文館、昭六〇・五)

(7) 村尾次郎氏『桓武天皇』(昭三八・一〇、吉川弘文館刊人物叢書)

(8) 南都七大寺のうち、興福寺は、藤原鎌足の遺志により、その夫人鏡王女によって山科に創建されて山階寺、飛鳥に移されて厩坂寺、平城遷都とともに不比等によって奈良へ移されて興福寺と称した。

新元興寺は、蘇我馬子によって飛鳥に創建され、遷都とともに奈良に移された。

大安寺は、聖徳太子によって創建されて初代熊襲寺、十市郡に移されて百濟大寺、高市郡に移されて高市大寺、また大官大寺、遷都とともに、奈良へ移されて大安寺と称した。薬師寺は、天武帝の発願によって藤原京に創建され、遷都とともに奈良に移された。

東大寺は聖武帝、西大寺は称徳女帝の発願により、平城京に建立され、聖徳太子発願の法隆寺は故地のままであつた。

(9) 当時、興福・元興・法隆の諸寺は法相宗、東大寺は華嚴宗、大安寺は三輪宗、薬師寺は律宗だった。俱舎・成実の二宗もあり、合わせて南都六宗。

(10) この奉答は、『平家物語』巻五、「都遷」(福原遷都)にも引いている。

四神は、もとその形になぞらえて名づけた星宿のことで、東を青龍、西を白虎、南を朱雀、北を玄武という。転じて四方の方角の称となった。四神に相応する四つの地相を具備することを四神相応という。すなわち、東、青龍の方に流水があり、西、白虎の方に長道があり、南、朱雀の方に沢畔があり、北、玄武の方に丘陵のある地相を、四神相応、長久繁昌の勝地とした。

鬼門は、陰陽道で、東北(艮)を、鬼の出入する、万事忌み嫌うべき方角とした。

(昭六三・一一・二〇)